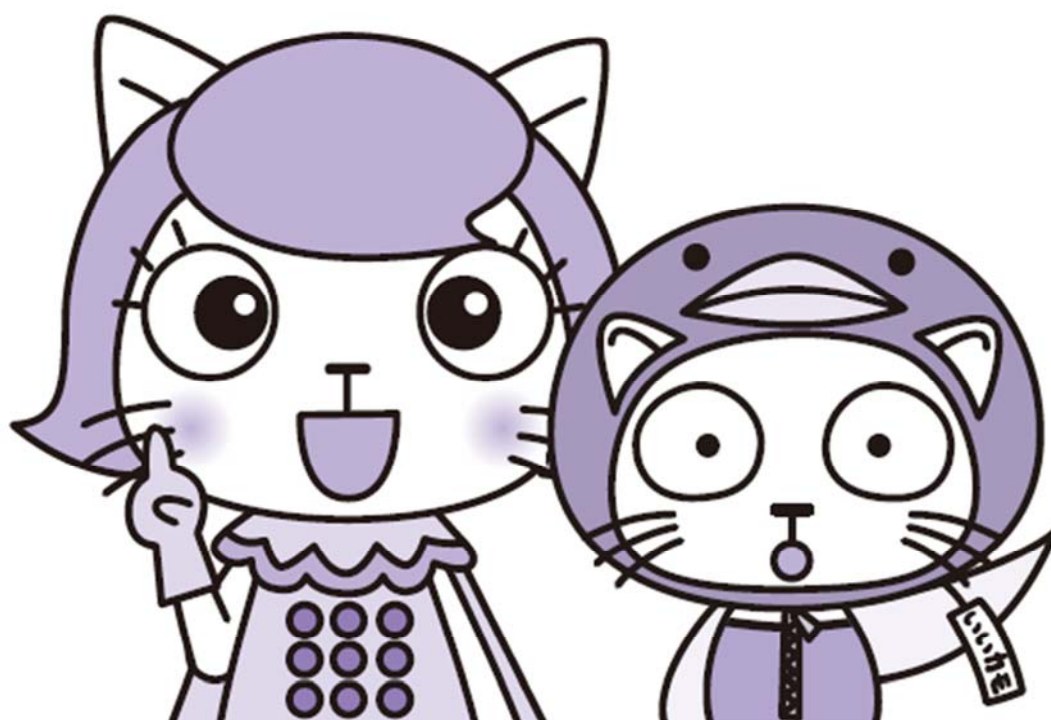


VII 施策推進のための 行政体制の充実



1 消費者意見の反映（経済労働局）

(1) 川崎市消費者行政推進委員会

消費者行政推進委員会は市民の代表で構成され、消費者行政推進計画の策定、苦情の処理・あつせん・調停、訴訟の援助、消費者支援協定の施策について審議する。

委員の構成（9名）

学識経験者 4名

消費者 3名

事業者 2名

(2) 消費生活モニター

消費生活モニターを公募し、消費生活に関する意見・提案、くらしの中の情報を聴取するとともに、アンケート調査、各種の研修会等を実施し、消費生活における各種知識の普及・啓発及び消費者リーダーの育成に努める。

定員 70名以内

任期 約1年

1 消費者意見の反映

(1) 川崎市消費者行政推進委員会

第1回 5月17日（火）

【議 題】

- ・委員長及び副委員長の選出
 - ・苦情処理部会委員の選出
 - ・川崎市消費者行政推進計画について
- 第2回 7月28日（木）

【議 題】

- ・平成23年度消費者行政事業概要について
 - ・平成22年度消費生活相談統計について
 - ・消費者行政センターの移転について
 - ・平成23年第3回川崎市市議会について
 - ・消費者支援協定について
- 第3回 1月18日（水）

【議 題】

- ・平成23年度上半期消費生活相談統計について
 - ・消費者支援協定について
- 第4回 3月23日（金）

【議 題】

- ・地方消費者行政活性化基金終了後の消費者行政について
- ・平成24年度の事業概要について
- ・平成24年度の予算について
- ・平成23年度苦情処理部会の開催報告について

(2) 消費生活モニター

平成23年度消費生活モニター 64名

・研修会・講演会

委嘱式・研修会 4月27日（水）

消費者行政センターの業務について 他
講座「悪質商法に気をつけよう
～最近の相談事例から～」

第1回意見交換会 7月8日（金）

「みんなで考えよう、この夏の生活！
～節電術もっと減らせる消費電力～」

第2回意見交換会 11月24日（木）

「食品衛生からみた食の安全について」

終了式・研修会 3月16日（金）

モニター活動報告 他

講座「製品事故にあわないために」

・モニター通信 提出数 61通

・モニターアンケート 3回

◎

◎
IV
4

平成24年度の事業概要

平成23年度の実績

実績
評価

(3) 川崎市食の安全確保対策協議会
食の安全に関する情報提供及び情報交換を行い、川崎市の食の安全確保施策の充実について協議する。

委員の構成（10名）

学識経験者 2名
消費者 4名
事業者 4名

(4) 市長への申出
消費者条例に定める市の措置がとられていないときや、同条例に違反する事業活動について、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると認めるときは、市民が、市長に条例で定めている措置をとるよう申し出ることにより、消費生活上の支障の拡大を防止する。

2 消費者行政の円滑な推進（経済労働局）

(1) 庁内関係局との連携
消費者行政は広範囲に及ぶため、市全体で横断的な取組みが必要となる。消費者行政連絡調整会議、食の安全対策協議会幹事会、多重債務関係連絡会議など開催し、庁内関係局と消費者行政を円滑に推進していく。

(3) 川崎市食の安全確保対策協議会
第1回 8月5日（金）
【議題】
・川崎市における食品・水道水からの放射性物質検出の問題への取組について
・生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視について
・消費者フォーラムの実施について
第2回 11月28日（月）
【議題】
・学校給食に使用する食材の放射能濃度検査について
・生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視について
・冊子『食生活と安全』について
第3回 2月3日（金）
【議題】
・平成24年度川崎市食品衛生監視指導計画(案)について
・冊子『食生活と安全』について

(4) 市長への申出
市長への申出はなかった

2 消費者行政の円滑な推進

(1) 庁内関係局との連携
① 川崎市消費者行政連絡調整会議
第1回 2月3日（金）
【議題】
・平成24年度消費者行政事業概要について
② 川崎市食の安全対策確保協議会幹事会
第1回 5月12日（木）
【議題】
・川崎市における食品・水道水からの放射性物質検出の問題への取組について

◎

—

◎

◎

平成24年度の事業概要

平成23年度の実績

実績
評価

(2) 関係行政機関及び団体との連携強化
国及び他の地方公共団体等の連携を強化し、引き続き情報交換などに努め円滑な消費者行政を推進する。

(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備
地方分権の推進に伴い、国や県からの事務権限の委任や委譲に対して、執行体制の整備を行い、円滑な消費者行政を推進する。

(2) 関係行政機関及び団体との連携強化
消費者行政担当省庁、都道府県、政令指定都市との情報交換会議に出席した。
(主な会議)
・消費者行政ブロック会議（関東ブロック）
・大都市消費者行政担当部課長連絡会議
・全国消費生活センター所長会議
・消費者問題懇談会
・市町村消費生活行政担当課長会議
・関東甲信越ブロック消費生活センター所長会議
・消費者保護連絡会議
・首都圏消費生活センターとJAROとの連絡懇談会
・苦情担当者連絡会議
・事業者指導担当者会議
・神奈川県食品表示監視協議会
・南関東ブロック商品テスト担当者会議

(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年度より県から権限委譲される立入調査等の執行体制の整備を行った。
【新たな立入検査等】
・電気用品安全法に基づく立入検査等
・ガス事業法に基づく立入検査等
・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等

◎

◎